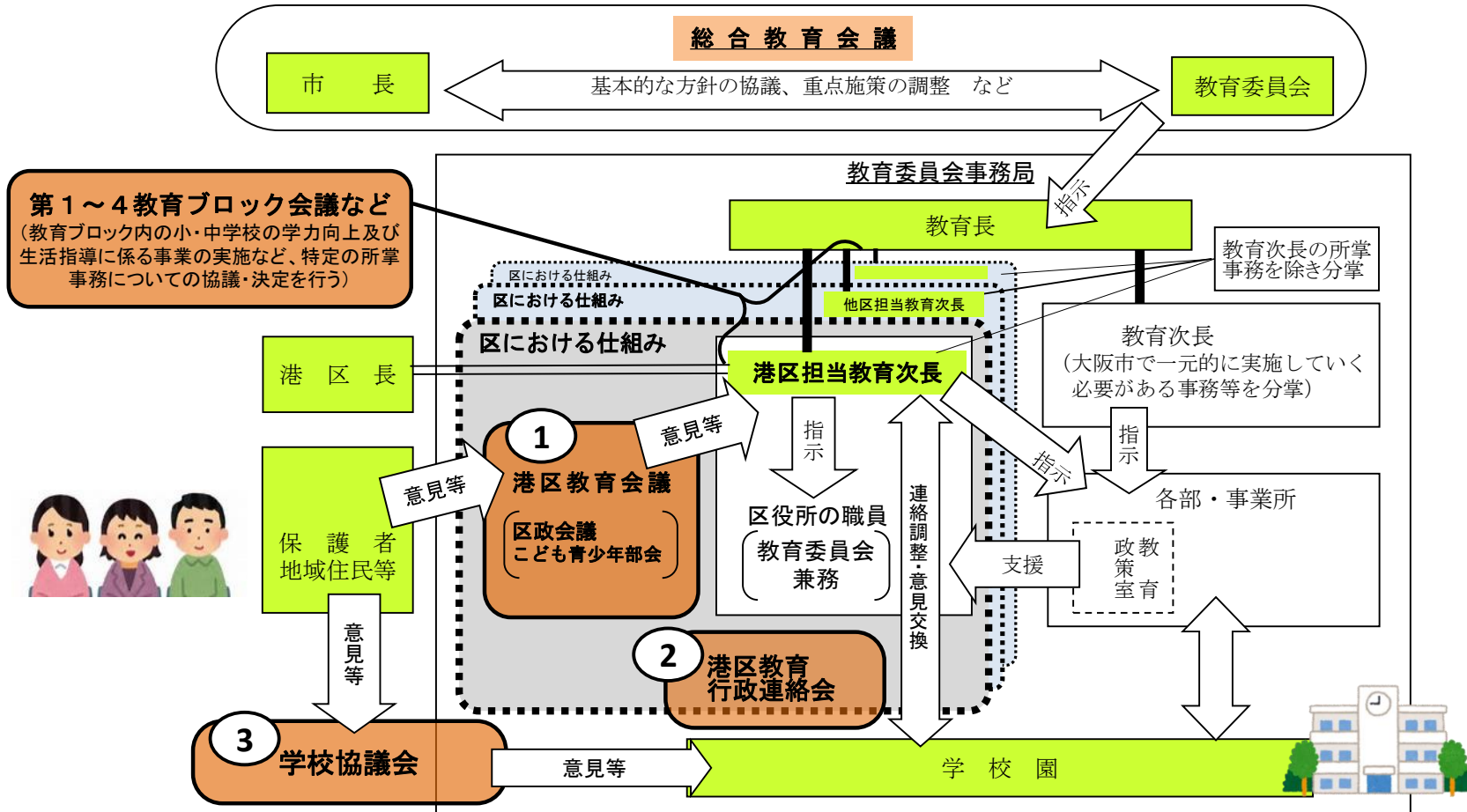


分権型教育行政の仕組み

分権型教育行政の推進：区長が教育委員会事務局の区担当教育次長の役割を兼務し、保護者・地域住民・学校長等の意見をくみ取るための仕組みをつくり、学校や地域のより近くでニーズのあった教育施策を推進



- ① 港区教育会議（区政会議子ども青少年部会）……区担当教育次長・区長が、そのマネジメントにより、所管する教育やそれに関連する子どものための施策について、区における計画・方針の策定や、実績・成果の評価について意見等を聴くために設置。
- ② 港区教育行政連絡会 …… 区内の市立小中学校の学校長と区長との連絡調整・意見交換等の場。小学校の部、中学校の部を概ね1学期に1回程度開催
- ③ 学校協議会 …………… 学校運営に保護者や地域住民の意向を反映させること、保護者等の学校活動への参加を促進することを目的として設置。全学校園（11小学校、5中学校、1幼稚園）で概ね4月、10～12月、2～3月の年3回開催